

仲 裁 判 断

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2009-001

申 立 人 : X

被 申 立 人 : P 市軟式野球連盟

被申立人代理人 : A

B

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、次のとおり判断する。

- (1) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームはマルハンドリームカップ全国草野球トーナメントに出場できない。」との決定を取り消す。
- (2) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームは新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会に出場できない。」との決定を取り消す。
- (3) 平成21年2月28日に開催された被申立人の理事会（役員会議）においてなされた「申立人を不適格者とする。」との決定を取り消す。
- (4) 申立料金5万円は、被申立人の負担とする。

理 由

第1 当事者の求めた仲裁判断

1 申立人は次のとおりの仲裁判断を求めた。

- (1) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームはマルハンドリームカップ全国草野球トーナメントに出場できない。」との決定を取り消す。
- (2) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームは新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会に出場できない。」との決定を取り消す。
- (3) 平成21年2月28日に開催された被申立人の理事会（役員会議）においてなされた「申立人を不適格者とする。」との決定を取り消す。
- (4) 申立料金5万円は、被申立人の負担とする。

- 2 被申立人は次のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 申立人の請求(1)(2)及び(3)は、いずれも却下ないし棄却する。
 - (2) 申立料5万円は、申立人の負担とする。

第2 仲裁手続の経緯

- 1 2009年5月26日、申立人は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「機構」という。)に対し、上記第1.1記載の仲裁判断を求める趣旨の「仲裁申立書」及び資料1ないし12を提出して、本件仲裁を申立てた。
- 2 同日、機構は、本件仲裁申立てを受けて、申立人と被申立人との間に申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意があるか(スポーツ仲裁規則第2条2項)、または競技団体の規則中に競技者等からの不服申立て等についてスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めているか(同規則同条3項)について調査したところ、被申立人の上部団体である財団法人全日本軟式野球連盟規程第14条において「連盟のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。」と定められ、同規程第15条において「支部は、この規程に準拠し、支部規約を定めなければならない。」と定められているため、同連盟の末端支部に該当する被申立人はこの規定に従うものと判断し、スポーツ仲裁規則第15条1項に定める確認を行ったうえで、仲裁合意が成立したものとみなし、本件仲裁申立てを受理し、仲裁人選任手続を開始する旨を申立人及び被申立人に通知した。
- 3 同年6月10日、機構は、申立人の請求(2)に関し、事態の緊急性に鑑み、極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、スポーツ仲裁規則第50条に定める緊急仲裁手続によることを決定するとともに、同規則同条3項但書に定める特段の事情があると認め、仲裁人を3名とすることを決定し、申立人及び被申立人に通知した。
- 4 同日、機構は、申立人及び被申立人がそれぞれ仲裁人選定を機構に一任したため、申立人選定仲裁人として竹之下義弘を、被申立人選定仲裁人として大作晃弘を選定し、両名は第三仲裁人として川添丈を選定したため、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
- 5 同日、被申立人は、機構に対し、代理人Aに対する委任状を提出した。
- 6 同月11日、本件スポーツ仲裁パネルは、第1回協議を行い、「スポーツ仲裁パネル決定(1)」として、申立人及び被申立人に対し、それぞれ追加資料の提出を求める旨を決定し、通知した。
- 7 同月12日、申立人は、機構に対し、資料4の不足部分、資料13及び14を提出した。
- 8 同日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定(2)」として、同月20日午前10時からP県P市において審問を開催することを決定し、申立人及び被

申立人に通知した。

- 9 同月16日、被申立人は、機構に対し、答弁書、資料1ないし9、追加資料1及び表1を提出した。
- 10 同月18日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日準備のために第2回協議を行った。
- 11 同月19日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定(3)」として、審問期日の午前11時30分からCに対する証人尋問を実施することをスポーツ仲裁規則第32条2項に基づき決定し、申立人及び被申立人に通知した。
- 12 同月20日、申立人は、機構に対し、資料15を提出した。
- 13 同日、被申立人は、機構に対し、代理人Bに対する委任状及び「その他の答弁等について」と題する書面を提出した。
- 14 同日、午前10時、本件スポーツ仲裁パネルは審問を開始した。申立人側は申立人本人、被申立人側は代理人A及び同Bが出席した。
- 15 同日、午前11時30分から午後0時20分まで、本件スポーツ仲裁パネルはCに対する証人尋問を実施した。
- 16 同日、午後4時10分、本件スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理の終結を決定した。
- 17 同日、午後4時50分、本件スポーツ仲裁パネルは、協議を行ったうえで緊急仲裁手続にかかる申立人の請求(2)に関する仲裁判断を口頭で告知した。

第3 事案の概要

1 当事者

(1) 申立人

申立人は、被申立人に正会員として加盟するチームであるP愛球クラブの代表者であった者であり、被申立人の理事であった者である。

(2) 被申立人

被申立人は、財団法人全日本軟式野球連盟のP県を統括する支部であるP県軟式野球連盟のP支部であり、P市内及びQ内を地域とする財団法人全日本軟式野球連盟の末端支部である。

2 本件紛争の概要

(1) 請求(1)及び(2)について

本件の請求(1)及び(2)は、申立人が、被申立人に対し、被申立人の会員である加盟チームないし所属選手が、被申立人以外の他の団体が主催する軟式野球の大会である「マルハンドリームカップ全国草野球トーナメント」と「新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会」へ出場することを認めるよう求めたのに対し、被申立人が平成21年3月20日に開催された定期評議員会議においてこれらを認めない

